

地域密着型DX支援事業 伴走支援事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、秋田県内企業（以下「県内企業」という。）におけるデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術を活用して業務の推進やビジネスモデルを変革すること。以下「DX」という。）に向けた課題分析及び戦略策定について、秋田県地域密着型DX支援コミュニティが伴走支援することで、県内企業の生産性向上や付加価値を創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「秋田県地域密着型DX支援コミュニティ」とは、県内企業のDXを推進するため、県内の商工団体、金融機関、ITベンダー、公益財団法人あきた企業活性化センター（以下「センター」という。）及び秋田県による支援コミュニティをいう。

2 この要領において、「伴走支援者」とは、秋田県地域密着型DX支援コミュニティの構成員で、第1条の目的達成のために伴走支援を行う者をいう。

(対象事業者)

第3条 本事業の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に本社や事務所・事業所を有する企業であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者でないこと。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する者でないこと。

(支援申請)

第4条 本事業による伴走支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援申請書（様式1）をセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

(支援の決定)

第5条 理事長は、前条による申請があったときは、内容を確認の上、申請者が希望する伴走支援者の対応可否を確認する。

- 2 理事長は、前項により伴走支援者が申請者を支援することが認められるときは、支援決定通知書（様式2）により、申請者及び伴走支援者に通知する。
- 3 理事長は、前項による支援を決定したときは、伴走支援者と委託契約を締結する。なお、委託費は、支援に必要と認められる時間に、1時間当たり5,000円を乗ずる金額を上限とする。ただし、支援に必要と認められる時間は、別表1の支援上限時間を超えないものとする。

(支援の実施)

第6条 理事長と委託契約を締結した伴走支援者は、前条による支援を決定した申請者（以下「支援先企業」という。）の伴走支援を実施する。

- 2 本事業における支援内容及び支援上限時間は、別表1のとおりとする。
- 3 伴走支援者が支援先企業の伴走支援を実施する際は、必要に応じてセンター職員や秋田県職員が同席する。
- 4 支援先企業は、支援終了までに2019年7月に経済産業省が公開した「DX推進指標の自己診断」を実施し、その結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）及びセンターに提出

するものとする。

(状況報告)

第7条 伴走支援者は、支援先企業の伴走支援の実施期間が複数月に跨る場合、伴走支援を開始する日が属する月の翌月から終了した日が属する月までの間、支援実施状況報告書（様式3）により、前月の支援状況を理事長に報告する。

2 前項の報告期限は、毎月5日（土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌営業日）までとする。

(実績報告)

第8条 伴走支援者は、支援先企業の伴走支援が終了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は令和8年3月6日のいずれか早い日までに、支援実績報告書（様式4）に事業実績を示す書類を添付して、理事長に提出する。

(委託費の支払)

第9条 理事長は、前条の実績報告の内容を確認し、別表1の支援内容に合致していることが認められるときは、伴走支援者に対して委託費を支払う。

2 委託費の支払に関することは、第5条第3項の委託契約書に定める。

(守秘義務等)

第10条 申請者は、本事業で必要と認められる範囲に限り、センターが伴走支援者及び秋田県に対して提出書類を共有することに同意するものとする。

2 伴走支援者及び秋田県は、本事業により知り得た事業者の秘密の保持を厳守するとともに、本事業以外に利用しないものとする。ただし、次の情報は秘密に該当しないものとする。

- (1) 既に公知の情報
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できる情報
- (5) 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられる情報
- (6) 第三者に開示することについて、相手方から同意が得られた情報

3 本事業に伴い、著作権その他の知的財産権等及び所有権が発生した場合には、伴走支援者は、支援先企業に無償で引き渡すとともに、著作人格権を行使しないことに同意するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月23日から施行する。

別表1（第6条関係）

区分	支援内容	支援上限時間
1. DX戦略策定の 伴走支援 (継続分)	<p>【支援先企業】 第3条の条件を満たし、かつ、令和6年度秋田県地域密着型DX支援事業において支援対象であった企業。</p> <p>【支援内容】 支援先企業におけるDXに向けた課題分析及び戦略策定を支援する。</p> <p>(支援例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DX推進指標 自己診断」の実施支援 ・DXに向けた課題分析のためのコンサルティング ・DXに向けた実行計画の策定支援 ・DXを推進するための社内体制の整備に向けた戦略策定支援 ・DX実行におけるKPIの設定 ・マネジメント体制の構築支援 等 	20時間
2. DX戦略策定の 伴走支援 (新規分)	<p>【支援先企業】 第3条の条件を満たし、かつ、過年度の秋田県地域密着型DX支援事業において支援対象ではなかった企業。</p> <p>【支援内容】 区分1と同じ。</p>	60時間